

ようごかいせつ 用語解説

eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略称で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことをいう。

アスペルガー症候群

対人関係の障がいがあり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は、自閉症と共通しているが、アスペルガー症候群は、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を必要としている。

愛顔のえひめ特別支援学校技能検定

特別支援学校生徒に対して、清掃、接客、販売実務、情報の4部門の技能検定を実施し、障がいのある生徒の社会参加・自立につながる力を育成する。

愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に、必要となる障害福祉サービス等に関する数値目標や必要見込量等を定めた計画。

愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン

相談支援専門員の人材育成に関し、県、市町（地域）、事業所それぞれの役割を整理するとともに、今後の県が行う取組みをまとめたビジョン。

愛媛県地域防災計画

災害対策基本法の規定により定められた、愛媛県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、愛媛県の地域に係る防災対策の大綱。

えひめチャレンジオフィス

民間企業等への就労を支援するため、常時勤務による就労が困難な障がい者を最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供する県の取組みであり、働く場。本庁、地方局、支局に設置。

【か行】

学習障害 (LD : Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

義肢装具士

医師の指示のもと、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行う専門職。

強度行動障がい

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体や居住支援団体、県、市町等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃借人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うため設立された協議会。

県口腔保健センター

一般社団法人歯科医師会が開設し、休日救急歯科診療や障がいや疾患のある歯科的に「特別に支援が必要な方」に対しての口腔の健康維持を目的としたケアや治療等を行う機関。

県心と体の健康センター

精神保健福祉法第6条に規定された県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究、精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等を行う。

〒790-0811 松山市本町7-2 県総合保健福祉センター内 電話：089-911-3880

FAX：089-923-8797

げんごちようかくし 言語聴覚士

おんせいきのう げんごきのうまた ちようかく しょう もの きのう いじごうじよう はか
音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、
げんごくんれん た くんれん ひつよう けんさおよ じよげん しどう た えんじよ おこな せんちんしよく
言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。

けんざいたくかいごけんしゅう 県在宅介護研修センター

こうれいしゃ ざいたくかいご かぞく かいご たずさ かいご せんちんしよく
高齢者を在宅介護している家族をはじめ、介護に携わるボランティアや介護の専門職の
かたがた たいしよう じっせん じゅうてん お じっせんてき けんしゅう おこな けん まかん
方々を対象として、実践に重点を置いた実践的なプログラムの研修を行う県の機関。

〒791-0122 松山市末町9-1 電話：089-914-0721、FAX：089-914-0732

けんしちようかくふくし 県視聴覚福祉センター

しちようかくししや しゃ しゃかいさんか きよてん てんじとしよ じまくい かしだ とう じようほう
視聴覚障がい者の社会参加の拠点として、点字図書や字幕入りDVDの貸出し等の情報
ていきよう かくしゅくんれん ようせい ぶんかかつどう しえんとう けん まかん
提供、各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う県の機関。

〒790-0811 松山市本町6丁目11-5 電話：089-923-9093 FAX：089-923-9224

けんしやう しゃ 県障がい者アートサポートセンター

げいじゆつぶん かつどう おこな しょう しゃほんにん かぞく しょうがいふくし じぎょうしよ しえんだんたいなど
芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、障害福祉サービス事業所や支援団体等へ
しえん そうごうてき おこな ちいま きよてん そうだんしえん ぎじゆつてきじよげん じんざいいくせい じようほうしゅうしゅう
の支援を総合的に行う地域の拠点であり、相談支援や技術的助言、人材育成、情報収集・
はっしん おこな
発信などを行っている。

〒790-0843 松山市道後町2-12-11 電話：089-924-2170 FAX：089-923-3717

けんしやう しゃけんりようご 県障がい者権利擁護センター

しよくば しょう しゃぎやくたい そうだんたいおほおよ しょう りゆう さべつ かん しどう じよげん
職場における障がい者虐待の相談対応及び障がいを理由とする差別に関する指導・助言を
おこな まどぐち
行う窓口。

〒790-0811 松山市本町7-2 県総合保健福祉センター内 電話：089-911-2177
FAX：089-911-2181

けんしやう しゃしやくすいしんきやうぎかい 県障がい者施策推進協議会

しょうがいしゃきほんほうだい じようだい こう きてい もと せつち しょう しゃ かん しやく そうごうてき
障害者基本法第36条第1項の規定に基づき設置され、障がい者に関する施策の総合的かつ
けいかくてき すいしん ひつよう じこう しんぎ じやく じっしじようきやう かんしどう おこな まかん
計画的な推進について必要な事項を審議し、施策の実施状況の監視等を行う機関。

けんしやう しゃじりつしえんきやうぎかい 県障がい者自立支援協議会

しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じよう だい こう もと せつち しょう しゃ ちいせいけい けん しえん
障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき設置され、障がい者の地域生活を支援する
そうだんしえんじぎやう しゃかいしげん かくじゅうとう かん きやうぎ ちようせいとう おこな まかん
相談支援事業や社会資源の拡充等に関して協議・調整等を行う機関。

けんしやう しゃ きやうかい 県障がい者スポーツ協会

しょう しゃ じりつ しゃかいさんか そくしん しんたい ちてき せいしん しょう きやうつう ちくてき たつせい
障がい者の自立と社会参加の促進という身体・知的・精神の3障がい共通の目的を達成す
るため、障がい者団体、競技団体、教育・行政機関などの関係機関が構成団体となり設立
しょう しゃだんたい きやうぎだんたい きやういく ぎやうせいまかん かんけいまかん こうせいだんたい せつりつ
された協会であり、関係団体と広く連携を図りながら、障がい者スポーツの振興を図って
いる。

県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）

発達障がいがある障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者支援法に基づき県が運営する機関。

〒791-0212 東温市田窪2135 県立子ども療育センター内 電話：089-955-5532
FAX：089-955-5547

県福祉人材センター

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」社会福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者の橋渡し役を行う「福祉人材無料職業紹介事業」を行う機関。

〒790-8553 松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 電話：089-921-5344
FAX：089-921-3398

県福祉総合支援センター

児童相談やドメスティック・バイオレンス（DV）対応のほか、障がい者の更生等のための各種相談に対し、一体的な対応を行う県の機関。このほか、児童相談や婦人相談に総合的に対応するため、「東予子ども・女性支援センター」、「南予子ども・女性支援センター」がある。

○県福祉総合支援センター 〒790-0811 松山市本町7-2

児童相談 電話：089-922-5040 FAX：089-923-9234

女性相談 電話：089-927-1626 FAX：089-927-1630

知的障害者更生相談 電話：089-923-4471 FAX：089-911-2181

身体障害者更生相談 電話：089-924-1216 FAX：089-911-2181

○東予子ども・女性支援センター 〒792-0825 新居浜市星原町14-38

電話：0897-43-3000、FAX：0897-43-3004

○南予子ども・女性支援センター 〒798-0060 宇和島市丸之内三丁目1-19

電話：0895-22-1245、FAX：0895-22-2020

県立子ども療育センター

肢体不自由児と重症心身障がい児の療育を目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設で、医療法に基づく病院としての機能も有する、障がい児に対する福祉・保健・医療・教育が連携した総合的なサービスを提供する県内地域療育の拠点。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理判定員、保育士、児童指導員など、多職種の専門スタッフが、障がいの軽減、社会生活に必要な生活習慣の確立などの支援を行っている。

〒791-0212 東温市田窪2135 電話：089-955-5532 FAX：089-955-5546

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもち、次の行為を行う専門職。①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に

おんじ、じよげん、しどう、た、えんじよ、おこな、こころ、けんこう、かん、ちしき、ふきゅう、はか
応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、④心の健康に関する知識の普及を図るための
きょういく、およ、じよほう、ていきょう、おこな
教育及び情報の提供を行うこと。

ごうりてきはいりよ 合理的配慮

しょう、ひと、しゃかいてきしようへき、じよまよ、ひつよう、い、しひようじ、ばあい
障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としているとの意思表示があった場合に、
しょう、ひと、けんりりえき、しんがい、こべつ、じよきょう、おん、ひつよう
障がいのある人の権利を侵害することとならないよう、個別の状況に応じ、必要かつ
ごうりてき、はいりよ、じっし、ともな、ふたん、かじゅう
合理的な配慮をすることであり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

こころ 心のバリアフリー

さまざま、しんしん、とくせい、かなが、かた、も、ひとひと、そうご、りかい、ふか
様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーション
しよんをと、ささ、あ
と、支え合うこと。

じつげん、あ、しよう、ひと、しゃかいてきしようへき、と、のぞ、しゃかい、せきむ
実現に当たっては、①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である
という「社会モデル」をりかい、しよう、ひと、およ、かぞく、さべつ、おこな
理解すること、②障がいのある人（及びその家族）への差別を行わ
ないようてってい、じぶん、こと、じようけん、も、たよう、たしや
徹底すること、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをと
る力をちから、やしな、ひと、かか、ごんなん、いた、そうぞう、きょうかん、ちから、つちか、じゅうよう
養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことが重要。

こべつ、きょういく、しえんけいかく 個別の教育支援計画

しょう、ようじじどうせいとひとり、せいかく、はあく、きょういく、してん、てきせつ
障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切な
たいおう、おこな、きょういく、いりよう、ふくしどう、かんけいきかん、れんけい、はか
対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校
そつぎょうご、ちようきてましてん、た、いつかん、てきかく、きょういくてきしえん、おこな、さくせい、けいかく
卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。

こべつ、しどうけいかく 個別の指導計画

ようじじどうせいとひとり、しょう、じようたいどう、おん、こま、しどう、がっこう
幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の
きょういくかてい、しどうけいかく、とうがいようじじどうせいと、こべつ、きょういくしえんけいかくとう、ふ、くたいてき、こべつ
教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的な個別
の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

コミュニケーションボード

もじ、はな、ことば、むずか、かた、しゅうい、ひと、あいだ
文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方と周囲の人たちとの間をつなぐコミ
ュニケーションを支援する。ボードの絵を指差して意思を伝える。

【さ行】

かんりせきにんしや サービス管理責任者

しょうがいふくし、じぎょうしよどう、ここ、りようしや、しよまじようたい、はあく、こべつしえん
障害福祉サービス事業所等において、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援
けいかく、さくせい、ていきてき、ひようか、いちれん、ていきょう、ぜんぱん、かん、せきにん、ゆう
計画の作成、定期的な評価など一連のサービス提供プロセス全般に関して責任を有すとも
に、ほか、ていきょうしよくいん、たい、しどうてきやくわり、にな、しよくいん、じつわけいけん、そうだんしえんじゅうしや
他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員。実務経験と相談支援従事者
しよにんしやけんしゅう、ふつかかてい、およ、かんりせきにんしやけんしゅう、じゅうこう、ようけん
初任者研修（2日課程）及びサービス管理責任者研修の受講が要件となる。

サービス等利用計画

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。なお、18歳未満の方が障害児通所支援を利用する場合に作成する計画は「障害児支援利用計画」という。

作業療法士

医師の指示のもと、農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適度な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療（作業療法）を行う専門職。

（高次脳機能障害）支援拠点機関

高次脳機能障害に関する専門的支援や相談を行う拠点機関。

松山リハビリテーション病院 高次脳機能障害支援室

〒791-1111 松山市高井町1211 電話：089-975-7427 FAX：089-975-0603

市町の障がい者虐待防止センター

市町における障がい者虐待に関する通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届出の窓口。県内20市町すべてに設置されている。

失語（症）

脳の言語中枢が、脳梗塞等の脳血管疾患や頭部外傷などにより損傷することによって起こる言語障がい。話すことだけでなく、聞いて理解する、読む、書くなど、言語を使用するすべての活動に障がいが起こるが、脳の損傷部位や広がりにより、症状や重症度は異なる。

児童発達支援管理責任者

障がい児施設・事業所に配置され、利用児童に対して個別支援計画を作成し療養を主導するとともに、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員。実務経験と相談支援従事者初任者研修（2日課程）及び児童発達支援管理責任者研修の受講が要件となる。

児童発達支援センター

施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

視能訓練士

医師の指示のもと、両眼視機能に障がいのある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職。

自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい。

社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

就労継続支援B型事業所

一般企業等での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行う事業所。なお、「就労継続支援A型事業所」は、原則、雇用契約に基づき就労の機会を提供する事業所。

障害者活躍推進計画

障害者雇用促進法に基づき、公的機関（国、地方公共団体）が策定する障がい者が安心して働くための取組みをまとめた計画。

障がい者差別解消調整委員会

市町及び広域相談専門員では解決困難な障がい者差別事例について、助言・あっせんを行う県の機関。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。就職を希望する障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、支援を行う。障がい保健福祉圏域ごとに1箇所設置。

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。

成年後見制度

認知症、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者(本人)に代わり、財産管理や身上監護(入院・退院、施設入所・退所、サービス利用などの手続き)についての契約などを行い、本人が安心して生活できるよう保護・支援する制度。

全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」

障がい者が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典。愛媛県では、平成29年10月28日から30日にかけて、正式競技13競技、オープン競技3競技が県内9市町で開催された。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。

【た 行】

第二次愛媛県消費者教育推進計画

消費者教育推進法に基づき県が策定する計画。様々な生活の場面や子どもから大人までのライフステージに応じて、生涯を通じた体系的かつ実践的な消費者教育を推進していくためのもの。

第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」

健康増進法に基づき策定する、健康づくりの目標や推進方法等を定めた健康増進計画。

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」

10年後の将来像を描いた長期ビジョン編と、その将来像の実現に向け、4年間で取り組む施策を盛り込んだアクションプログラム編により、愛媛づくりの方向性を示した県の長期計画。

タンDEM自転車

2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた二輪又は三輪の自転車。

地域活動支援センター

障がい者(児)を対象に、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るなど、地域における障がい福祉の増進を図ることを目的とした施設。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して

暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、地域全体で支える体制。必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えることとし、市町が、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う市町の機関。

注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention Deficit/Hyperactivity Disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

通級による指導

通常の学級に在籍している障がいによる学習上・生活上の困難がある児童生徒が、大半の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を、特別の指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態のこと。

デフリンピック

障がい当事者であるろう者自身が運営する、ろう者のための国際的なスポーツ大会。

特別支援教育校内委員会

特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をするための組織。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育における、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者。

【な行】

内部障がい

身体障がいのうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障がい。

難病相談支援センター

地域で生活する難病患者やその家族に対し、療育上、生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会などとの交流促進、就労支援などを行っている機関。（電話：089-960-5013（平成30年度から愛媛大学附属病院へ委託））

認知症疾患医療センター

認知症患者やその家族を医療面から支援するため、認知症医療に関する地域の拠点として、認知症の早期発見や早期対応の促進、医療や介護等の連携強化や専門職の育成などを行う機関。二次医療圏ごとの整備を目標としている。

農福連携

農業者や農業法人等の農業分野と、障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して、農業の担い手確保や労働力確保、障がい者の工賃向上など、両分野の課題を解決していく取組み。

【は行】

パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）

県内の公共施設などに設置された身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度。

パラリンピック

障がいのあるトップアスリートが出場できる世界最高峰の国際競技大会。夏季大会と冬季大会があり、それぞれオリンピック開催年に、原則としてオリンピックと同じ都市・同じ会場で行われる。

バリアフリー

障がい者や高齢者が日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような事物、制度、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組み。

ピアサポート

ピア（peer）は、「仲間、同輩、対等者」の意味。障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

福祉避難所

介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化などが図られた避難所のこと。

ふくりこうせい 福利厚生センター（ソウェルクラブ）

しゃかいふくしほつ もと しゃかいふくしじゅうじしゃ ふくりこうせい はか うんえい とどうふ
社会福祉法に基づき、社会福祉従事者の福利厚生を図るために運営されるセンター。都道府
けん かく ちほうじむきょく ほんけん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい ぎょうむ いたく
県に各ソウェルクラブの地方事務局があり、本県では愛媛県社会福祉協議会に業務を委託し
ている。

ペアレントメンター

はったつしょう じ こそだ けいけん おや いくじけいけん い こ はったつしょう しんだん
発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を生かし、子どもが発達障がいの診断
う ま おや たい そうだん じよけん おこな もの
を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者。

ヘルプカード

きんきゅうじ さいがいじ たいおう にちじょうせいかつ ごま ごと しょう しゃ しょう とくせい おう しえん
緊急時や災害時の対応、日常生活の困り事など、障がい者が障がい特性に応じた支援を
う じぜん ひつよう しえん はいりよ きさい けいたい
受けやすくするため、事前に必要な支援や配慮を記載し、携帯するカード。

ぎょう 【ま行】

マスクリーニング検査

せいごすうじつ あか あし うら しょうりょう けつえき し こ せんもん けんきまかん
生後数日の赤ちゃんの足の裏から、ごく少量の血液をろ紙にしみ込ませて、専門の検査機関
におく もんだい びょうき しら けんさ
に送り、問題となる病気がないかどうか調べる検査。

もうろう者向け通訳・介助員

もうろう しゃ つうやく かいじょいん
もうろう しゃ ほうほう しかく ちょうかく りょうほう しょう しょう ていど
盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚と聴覚の両方に障がいがあり、障がいの程度
せいいくれま ほか しょう ちょうふく しかたとう たよう しょくしゅわ ゆびてんじ とくしゅ
や生育歴、他の障がいの重複の仕方等によって多様なため、触手話、指点字などの特殊な
ぎじゆつ もち もうろう しゃ つうやく かいじょ おこな もの
技術を用いて盲ろう者の通訳・介助を行う者。

ぎょう 【や行】

ユニバーサルデザイン

しょうがいの う む ねんれい せいべつ じんしゆとう たよう ひとひと りょう
障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじ
とし せいかつかんきょう かんが かつ
め都市や生活環境をデザインする考え方。

ようやくひつましや 要約筆記者

はな て はな ないよう ひつき ちょうかくしょう ひと つた もの
話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝える者。パソコンに
もじ にゅうりょく ひょうじ つた てが もじ つた ほうほう
文字を入力し、スクリーンに表示して伝えたり、手書きの文字で伝えたりする方法がある。

ぎょう 【ら行】

りがくりょうほうし 理学療法士

いし じ びょうき しんたい しょう ひと しょう はつせい よそく
医師の指示のもと、ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される
ひと たい きほんどうきのうりょく すわ た ある かいふく いじ しょうがいの あつか よぼう
人に対し、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、障がいの悪化の予防を
もくてき うんどうりょうほう おんねつ でんきしげきとう りょう ぶつりりょうほう もち じりつ にちじょうせいかつ
目的に、運動療法や温熱、電気刺激等を利用する物理療法などを用いて、自立した日常生活
おく しえん いかくてき せんちんしよく
が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

えひめけん ほけん ふくし ぶ い すいしんきよくしやう ふくし か
愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課
〒790-8570 えひめけんまつやましいちばんちやう ちやうめ
愛媛県松山市一番町4丁目4-2

TEL (089) 912-2420

FAX (089) 931-8187

E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp



だい じ えひめけんしやう しやけいかく おんせいばんあり けん けいさい
第5次愛媛県障がい者計画（音声版有）は、県のホームページに掲載しています。